

2026 年度韓国向けゴルフプロモーション業務に係る企画提案プロポーザルの公告

プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

2026年10月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 業務の内容等

(1) 業務名

2026 年度韓国向けゴルフプロモーション業務

(2) 業務の内容

仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格がある、または、資格がない場合でも、契約締結のために行う見積徴取までの間に資格を取得できる者であること。

ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、見積を徴する時点において、競争入札参加資格を取得できない場合は失格とし、次順位の者と見積り合わせを行う。

- (2) 前号の規定に関わらず、県が別に実施する評価を受けている者は、前号に定める競争入札参加資格を免除する。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において下記（2）の評価基準により審査を行う（プレゼンテーションは実施しない）。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査の内容については一切公表しないとともに、結果についての異議申し立ては一切認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

①理解度	業務の趣旨について十分に理解しているか。
------	----------------------

②独創性・説得力	提案内容に独創性がみられるか。 提案内容が論理的であり、説得力があるか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
④効果性	提案内容は効果的であるか。
⑤経営の安定性	事業の遂行にあたり、継続的に経営ができる状況であるか。
⑥経費積算の妥当性	積算は妥当なものとなっているか、費用対効果は適正なものか。
⑦総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

4 企画提案手続き等に関する事項

(1) 担当部局

〒310－8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
 茨城県 営業戦略部観光誘客課 海外誘客グループ（担当：大平）
 電話：029（301）3616
 E-mail：h-oohira@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 説明書の交付方法

ア 交付期間

公告日から 2026 年 10 月 23 日（金）16 時まで

イ 交付方法

茨城県物品役務入札情報サービスを閲覧しダウンロードしてください。

（URL <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter> ）

※原則として直接交付はしないが、直接現物書類の交付を希望する場合は、アの期間中（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）の 9 時から 17 時まで（正午から 13 時までを除く。）に、事前に企画提案予定者から（1）に連絡し、来課日時を調整した上で交付する。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出期限 2026 年 10 月 23 日（金）16 時（必着）

イ 提出先 （1）と同じ

ウ 提出方法 E-mail

※データ容量が 10MB を超える場合には、本県が運用する茨城県大容量ファイル交換システムにて送受信を行うため、予めその旨を申し出ること。

※企画提案書を提出した時は、電話により受信確認を行うこと。

(4) 質問の受付

公告日から 2026 年 10 月 8 日（木）17 時まで、（1）への E-mail にて受け付ける。なお質疑を提出したときは、電話で受信確認をすること。

5 その他

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 企画提案費用等

企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

(4) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(6) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(7) その他詳細については、説明書による。